

令和2年度 富加町 放課後児童クラブ 児童館ランドセル来館事業 利用のしおり

富加町教育委員会 教育課 子育て支援係

〒501-3392

加茂郡富加町滝田1511

TEL (0574) 54-2177

役場2階教育委員会事務局

受付時間 平日 8:30~17:15



富加町では、小学校の放課後及び学校休業日に、家庭に代わってお子さんが安心・安全に過ごせるよう、放課後児童クラブ（放課後等の児童の預かりサービス）を実施しています。放課後児童クラブは、保護者が就労等で日中留守になる家庭のお子さんが、指導員の見守りの下で、集団生活を過ごし、基本的な生活習慣を身に着ける場所です。

また、お子さんが自由に来館し、健全に遊べる児童館（富加町児童センター）もあります。原則として、放課後は一度帰宅してからの利用となりますが、保護者が就労等で日中留守になる家庭のお子さんを対象に、児童館ランドセル来館事業（放課後の児童の居場所の提供事業）を実施しています。利用登録をされたお子さんは、放課後に自宅に帰宅することなくセンターを利用できます。

つきましては、令和2年度の利用を希望される場合は、次のとおりお申し込みください。なお、現在利用していて、継続して利用する場合も、改めて利用手続きが必要です。また、放課後児童クラブとランドセル来館の双方を利用することはできませんので、どちらを利用するか、お子さんの意思をしっかりと確認したうえでお申し込みください。

◆ 利用申込みについて

- ▶ 受付期間 令和元年12月13日（金）まで
- ▶ 受付窓口 役場2階教育委員会事務局 または 児童センター
- ▶ 必要書類 詳しくは、別紙「提出書類チェック表」をご覧ください。

放課後児童クラブ	富加町放課後児童クラブ入所申請書	+	就労証明書等
児童館ランドセル来館事業	富加町児童館ランドセル来館利用申込書	+	就労証明書等

◆ 利用までのスケジュール

- 11月 事業説明会（詳細は広報とみか10月号に記載）
- 12月 利用申込み（1次受付） ※定員に空きがある場合は、その後も随時受け付けます。
- 1月頃 審査結果通知・利用者向け説明会

◆ 途中入所の場合のスケジュール（定員に空きが有る場合）

入所する月の2か月前から申請を受け付けます。事前に空き状況をお問い合わせのうえ、入所希望月の前月15日までに教育委員会事務局へ申請してください。

1. 制度ごとの内容

		放課後児童クラブ	児童館ランドセル来館	児童館自由来館
実施時間	平日	授業終了～18:30	授業終了～17:00	9:00～17:00
	土曜日	8:00～18:30	—	
	夏休み等	7:45～18:30	—	8:30～17:00
実施場所		児童センター2階専用室	児童センター1階	
過ごし方		<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールに従い遊び・おやつ・学習の時間を過ごす（集団生活） ・1・2年生クラスと3～6年生クラスに分かれ、各クラス指導員は3～5名程 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童センターのルールを守り遊びや学習をして自由に過ごす ・各部屋に児童厚生員1名 	
料金		5,000円～6,600円（非課税世帯のひとり親は減免有り）	2,000円	無料
定員		80名	20名	—
利用条件		<ul style="list-style-type: none"> ・富加小学校の児童 ・保護者等が就労等で日中に児童を監護できない場合（就労時間等の要件有り） 	<ul style="list-style-type: none"> ・富加小学校の児童 ・保護者等が就労等で日中に児童を監護できない場合 	—
入退館の方法		<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の送迎 ・放課後は学校から受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の送迎 ・放課後は学校から受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後は一度帰宅してから利用

2. 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブとは、保護者が就労等により日中家庭にいない状況にある小学生の児童に対し、放課後や学校休業日等に、家庭に代わる居場所を提供するものです。クラブでは、児童の健全な育成を目的として、学校と連携して放課後に児童を受け入れ、保護者の迎えまでの間、児童が適切に過ごせるよう指導員が見守ります。児童は、集団の中で、スケジュールに従い発達段階に応じた遊びや学習、おやつの時間を過ごします。

所在地・連絡先	加茂郡富加町滝田1381番地1（富加小学校 北側） 富加町児童センター2階専用室 TEL (0574) 54-1335（クラブ専用）
定員	80名
開設日及び時間	小学校の授業日（月～金曜日）……………授業終了～18:30 土曜日（土曜日でも就労がある場合）…8:00～18:30 夏・冬・春休み期間（月～金曜日）…7:45～18:30 ※日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は開設しません。 その他、都合により臨時にクラブを開設しない日があります。

◆ 利用料

利用時間	月～金曜日	月～土曜日	備考
8：00～18：00	5,000円	6,000円	※左記料金にはおやつ代を含みます。
7：45～18：30	5,500円	6,600円	

○利用料は月額です。利用しない場合も、在籍する限り毎月料金が発生します。また、月途中で入退所された場合も、日割り計算はしません。

○毎月20日（休日に当たる場合は次の平日）に利用料の口座振替をします。

○次の世帯は、利用料の減免があります。世帯状況が分かる書類（ひとり親世帯の場合は、児童扶養手当証書の写し等）を添付し、申請してください。

- ・生活保護世帯…全額免除
- ・市町村民税非課税のひとり親世帯…半額に減免

◆ 利用できる児童

次の要件をいずれも満たす場合に利用できます。ただし、要件を満たしても、**管理運営上又は生活指導上支障があると町が判断した場合は、利用をお断りすることがあります。**（時間を守れない場合や集団を乱す行為・他の児童に危害が及ぶ行為がある場合等）

1. 富加小学校に就学している児童。
2. 児童の保護者及び18歳以上75歳未満の同居親族（世帯分離の場合を含む）が下記のいずれかの事由により、児童を監護できない状態が3か月以上継続する場合。

（「児童を監護できない状態」とは、児童が負傷したときや空腹を訴えた際などに、保護者等が対応できない状態のことです。つきっきりで遊んだり、勉強を教えたりできなくても、児童の見守りができると認められる場合は、クラブを利用できません。）

児童を監護できない理由	必要書類
①月に15日以上就労し、終業時刻がおおむね15時30分以降のとき。	就労証明書（※自営業・農業・内職等の場合は就労状況申告書及び収入等の書類）
②疾病・負傷・心身の障がい	診断書や障害者手帳、介護保険証等の写し
③同居親族の介護	
④求職活動（起業準備）	ハローワーク登録証の写しまたは求職活動状況申立書（※利用開始から3か月以内に就労証明書を提出してください。）
⑤月に15日以上就学又は職業訓練をしており、終了時刻がおおむね15時30分以降のとき。	学生証の写しまたは在学証明書、カリキュラム等の写し

※本人もしくは親族等が就労証明書を作成する場合や、自宅又は親族宅内での自営業、内職など、家事労働との区別が外から判別できない就労形態の場合は、事業主による証明のほか、就労者本人による申告書と収入や就労実態の分かる書類の添付が必要です。

3. 児童館ランドセル来館事業について

児童館とは、健全な遊びを通して、お子さんの豊かな情操や能力の発達を支援する施設です。お子さんが自由に来館し、児童厚生員の見守りの下で、楽しく安全に過ごすことができます。

児童館ランドセル来館事業では、学校と連携して放課後に児童館へ児童を受け入れ、保護者の迎えまでの間、児童が適切に過ごせるよう児童厚生員が見守りをします。

所在地・連絡先	加茂郡富加町滝田1381番地1（富加小学校 北側） 富加町児童センター TEL (0574) 54 - 1332
定員	20名
実施日及び時間	小学校の授業日（月～金曜日） 授業終了～17：00 ※授業の無い日は事業を実施しませんので、児童館の自由来館をご利用ください。その他、都合により臨時に実施しない場合があります。

◆ 利用登録料

- 利用登録料は月額2,000円です。利用しなくても、在籍する限り毎月料金が発生します（8月は除く）。また、途中で利用登録（解除）された場合も、日割り計算はしません。
- 毎月20日（休日に当たる場合は次の平日）に利用料の口座振替をします。
- 生活保護世帯は、利用登録料が全額免除されます。世帯状況が分かる書類を添付してください。

◆ 利用できる児童

次の要件をいずれも満たす場合に利用できます。ただし、要件を満たしても、**管理運営上又は生活指導上支障があると町が判断した場合は、利用をお断りすることがあります。（時間を守れない場合や集団を乱す行為・他の児童に危害が及ぶ行為がある場合等）**

1. 富加小学校に就学している児童。
2. 児童の保護者及び18歳以上75歳未満の同居親族（世帯分離の場合を含む）が下記のいずれかの事由により、児童を監護できない状態が3か月以上継続する場合。（ランドセル来館事業は、同居親族の書類の提出ができなくても、定員に空きがあり、父母が児童を監護できず、事業の利用を必要とするときは、利用が認められる場合があります。）

児童を監護できない理由	必要書類
①就労	就労証明書（※自営業・農業・内職等の場合は就労状況申告書及び収入等の書類）
②疾病・負傷・心身の障がい	診断書や障害者手帳、介護保険証等の写し
③同居親族の介護	
④求職活動（起業準備）	ハローワーク登録証の写しまたは求職活動状況申立書（※利用開始から3か月以内に就労証明書を提出してください。）
⑤就学又は職業訓練	学生証の写しまたは在学証明書、カリキュラム等の写し

※本人もしくは親族等が就労証明書を作成する場合や、自宅又は親族宅内での自営業、内職など、**家事労働との区別が外から判別できない就労形態の場合は、事業主による証明のほか、就労者本人による申告書と収入や就労実態の分かる書類の添付が必要**です。